



困ったことや相談したいことがあるときは、お気軽にご利用ください

あなたの子育てを応援する育児サポーター

☎子育て応援課 ☎ 36-7159

子育てに悩んだら

▼育児は楽しいことがある反面、不安なこともいっぱい。「誰かに話を聞いてほしい」「夜泣きがひどくて眠れない」「一人で予防接種や健診に連れていくのが不安」など、子育ての悩みや不安は、家庭によってさまざまです。

困ったときは、育児サポーターをご利用ください。妊娠中から出産後間もない母親が安心して子育てできるように、各家庭を訪問し、育児についてのアドバイスや支援を行います。

対象／次の全てを満たす人

- 母親が市内在住である
- 市税や水道料などの滞納がない
- 同居家族の有無に関わらず、家族からの支援が受けられない状況にある

利用期間／出産後180日まで

※第2子以降は、妊娠中も利用可。

申し込み／直接、子育て応援課、または保健福祉センター、金谷南・金谷北・川根支所へ
※来庁での申し込みができない場合は、家庭へ訪問します。

利用者からの声

▼これまで2000人以上の親子を支援し、たくさん笑顔に出会えています。一人で抱え込む前に、お気軽にご利用ください。



一人一人に寄り添って支援します

【利用者からの声】(一部抜粋)

「出産前に、お守り代わりとして登録していましたが、産後の休み無しの育児に心も体も辛くなったので、実際に利用してみました。サポーターさんから、自分一人では気付かなかったわが子の良さをたくさん教えてもらい、笑顔で子どもと向き合えるようになりました」

「初めての育児で、いつもこれでもいいのかなという疑問を抱えて過ごしていました。サポーターさんと会話をしたり、子どもの成長と一緒に喜んでもらったりするうちに、気持ちがとても楽になりました。今では毎日、自信を持って育児生活を送れています」



引き続き受給を希望する場合は、必ず提出してください

児童扶養手当現況届について

☎子育て応援課 ☎ 36-7159

現況届の提出について

▼8月は「児童扶養手当現況届」の提出時期です。手当の受給資格がある人(7月末時点)には、7月中に通知を郵送します。引き続き受給を希望する場合は、通知に従い、必ず届け出をしてください。

必要なもの／通知、養育費等に関する申告書、所得情報の収集に係る同意書、印鑑、児童扶養手当の証書(全部・一部支給の人のみ)など

提出場所／市役所本庁舎 子育て応援課(1階)、金谷南・金谷北・川根支所

申請期間／8月2日(月)～31日(火)
受付時間／午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

【児童扶養手当とは】

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を通して、児童福祉の増進を図る制度です。

対象／次の全てに該当する家庭

- 母子・父子家庭、両親のいない家庭またはこれに準ずる状況にある家庭

● 18歳に達する日以降、最初の3月31日までにある児童を監護養育していること(児童が中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで)